

あなたの街の 最低賃金

はいくら!?

最低賃金とは、国が法に基づいて定める賃金の最低額です。

2018年
10月1日から

宮城県

地域別最低賃金は

798

 時給 円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

998

 時給 円

深夜 **時間外** **休日** に働くと、

割増賃金が適用される場合があります。

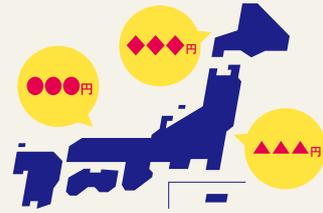
なんですって!?



それ、本当なの？



都道府県
ごとに
毎年見直し



下回ったら 法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回ると法律違反です。下回った場合、その差額を請求できます。

業種によっては
より高い
最低賃金が
適用される
場合も!

派遣先の最低賃金を適用



派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の最低賃金が適用されます。

まずは裏面で チェック!

詳しくは
ご相談を!



クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

おかしいな?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ

[常設] **無料「なんでも相談ダイヤル」** (土・日、祝日は留守番電話) 午前9時～午後5時まで



0120-154-052

連合宮城

〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7

☎022-263-9762 [連合宮城](#) [検索](#)

仙南地域協議会 ☎0224-57-0031
仙台地域協議会 ☎022-263-9762
塩釜地域協議会 ☎022-367-1700

石巻地域協議会 ☎0225-93-0500
大崎地域協議会 ☎0229-22-0588

仙北地域協議会 ☎0220-22-9610
気仙沼地域協議会 ☎0226-24-4565

あなたの給料が 最低賃金を クリアしているか

チェック!



STEP
1

確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

•ボーナス •残業代 •精皆勤手当
•通勤手当 •家族手当 •その他臨時の手当

STEP
2

比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP
3

相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

連合公式
Facebook



 日本労働組合総連合会(連合)



いこうよ れんごうに
0120-154-052